

委員派遣報告書

生活環境常任委員会の委員派遣調査結果について、会議規則第 101 条の規定により、下記のとおり報告する。

令和元年 12 月 5 日

養父市議会議長 深澤 巧様

生活環境常任委員会

委員長 植村 和好

記

- 1 目的 「高知県における小規模林業推進の取組について」の管外調査のため
2 派遣場所 高知県及び同県吾川郡仁淀川町
3 実施日 令和元年 10 月 28 日（月）、29 日（火）
4 派遣委員 植村和好、田路之雄、荒田幹夫、谷垣 満、瀬原達夫、藤原芳巳、政次 悟 以上 7 人
5 調査報告

① 仁淀川町における林業から移住への取組について

仁淀川町は、総面積の 89.3% を森林が占め古くより林業や製材業が盛んな地である。特に家族経営で施業する個人林家が多く、町の林業を支えてきたが、平成 28 年度から林業研修生受け入れ事業に取り組み、林業の担い手確保と移住・定住に成果を上げている。令和元年度までの 4 年間で研修生 21 人を受け入れ、18 人が町内林業関連企業に就職するなど、高い定着率となっている。

森林経営管理の実施にあたり、町、森林組合、林産協同組合で構成する協議会を設置し、公的機構と森林所有者をつなぐ重要な役割を果たしている。施業には、航空レーザー測量を活用した高度な森林資源情報取得システムの構築モデル事業や林業研修制度に地方創成交付金が有効に活用されていた。

森林環境譲与税の交付額は、今年度は 3,528 万円、将来は 1 億 1,906 万円を見込んでおり、養父市と比べ林業従事者が多いことが伺われた。

仁淀川町においては、地籍調査が 100% 終了しており、今後の林業政策

に優位性を持っていた。

② 高知県における自伐型林業など小規模林業推進の取組について

高知県は、小規模林業推進協議会を設置し、個人や団体など小規模な林業者に対し、機械導入や間伐作業道開設等を補助するなど、小規模林業の推進と担い手の裾野を広げる取組を行っている。

今回は、自伐型林業推進協議会の代表理事でもある協議会会長から自伐型林業を推進する目的とその特徴の説明を受けた。

自伐型林業とは、適正な規模の限られた森林の経営や管理・施業を山林所有者や地域住民が、「多間伐施業」により永続的に自ら行う林業のことである。「多間伐施業」とは、所有・管理する山林を10年に1度の頻度で、2割程度の間伐を何度も繰り返しながら、長期的、持続的な森林経営を行い、将来の山林を育んでいく施業方法である。このサイクルを繰り返すことでき木は樹齢を重ねるごとに高品質になり、価格にも反映される。

一方で、現在の一般的な「委託型施業」は大型機械、幅広作業道で採算性が難しい。自然環境も破壊され、鳥獣の生息にも影響がでる。土砂の流出などが災害を誘発している例も少なくない。

自伐林家での多間伐施業は、長期的に持続する林業で自然保護にもつながり所有者にも施業収入が入る。持続的に森林経営できる担い手育成と、防災・減災にもつながる林業経営として、自伐型林業の必要性を研修した。